

令和4年度第8回福島地方最低賃金審議会

令和4年9月27日(火)

午後1時30分～

福島労働局 4階会議室

次 第

1 開 会

2 議 事



(1) 特定最低賃金(計量器等製造業)改正の必要性の有無に係る
参考人意見聴取

(2) 特定最低賃金(計量器等製造業)改正の必要性の有無の審議
及び答申

3 閉 会

特定最低賃金（計量器等製造業）改正の必要性の有無に

係る参考人意見陳述者名簿

	参 考 人	
	労使側	職 氏 名
1	労 ※1	 労働組合 執行委員長 
2	使 ※2	なし

推薦団体 ※1 基幹労連

※2 福島県経営者協会連合会
福島県中小企業団体中央会
福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会

特定（産業別）最低賃金のうち福島県計量器等製造業の
改正の必要性の有無に関する意見書（労働者側参考人）

陳述日：令和4年9月27日

氏 名	所 属 団 体 及 び 役 職 名
[REDACTED]	[REDACTED]労働組合 執行委員長
項 目	意 見 の 概 要
1. 当該業種の労働実態について	<p>①計量器等製造業は、その領域は幅広く、計量器・測定器・分析器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・時計・眼鏡・同部品と様々な職種にわたりますが、共通することは専門性が高く、製造業はじめ全ての産業に係る精密製品で、高度な技能・資格は、熟練度を必要とし、誰にでもすぐに従事可能という業務ではありません。</p> <p>②職場の実情とすれば、取引先より要求される製品精度を作り込む為に、多軸仕様マシニングや複合旋盤・産業用ロボットといった多くの工作機械や自動機を使い量産化へ繋げるために、各個人が求められる力量は年々高くなっており、そして企業内ノウハウを基とした技術力向上の取り組みは国内だけでなく、対海外企業との競争が必然となっており、1日1日の労働に求められる労働力は肉体的・精神的にも過大な負荷となっております。</p> <p>これらの職制上の労働環境・実態は、労働組合の有無に拘らず、或いは企業の規模の大小にかかわらず、概ね同じ境遇にあることは承知の通りと思います。</p> <p>③また納期対応により24時間操業で交替勤務を余儀なくされており、夜間勤務では日勤者に比べて身体の負荷が大きく、またご家族への負担を強いられることは言うまでもなく、当然敬遠され嫌われる勤務態様であると思っています。</p> <p>④近年は、少子化の影響もあり、全ての産業で人材が不足し、募集をしても人材が集まらない傾向が加速し</p>

<p>2. 当該労働者の賃金状況について</p>	<p>ていることは、認識の通りと思います。当該産業も、人手不足対策、人材定着に迫られ、生産性への担い手、働き手、将来を担う優秀な人材を確保するため、賃金をはじめとした処遇を向上あせ、労働者環境を改善していくことが求められています。</p> <p>①令和4年度の最低賃金に関する実態調査によると、計量器等製造業は時間当平均賃金額、中位数、第1・4分位数から第1・20分位数まで特定最低賃金の金額を上回っており、特定最低賃金改正の申請について委任を行った企業5社の1時間単位の最低額は「921円」です。しかしデータを見ると、未組織労働者と思われる30人は、特定最低賃金889円以下の金額で就労しています。令和3年度のデータでは、特定最低賃金以下で就労していた方が73人居たので43人は改善された内容となりますが、令和4年度のサンプル数が適用労働者数の半分以下なので、実際はもっと居るかもしれません。特定最低賃金ギリギリや特定最低賃金以下の30人も含めた人の中には、主たる生計者がいる可能性もあり改正の必要はあります。</p>
<p>3. 特定最低賃金改正の必要性について</p>	<p>①地域別最低賃金の趣旨である全ての労働者（学生アルバイト・高齢者など）へ適用するのに対し、特定最低賃金は、労働組合もなく労使対等な団体交渉の環境がない部分を補完する役割を担い、団体交渉によって決定された賃金水準を波及させようとするものであり、対象者も期間労働者と限定されていることも重要な意味を有しています。</p> <p>②計量器等製造業は、全国に8県に設定されておりますが、福島を除く7県では必要性有りとされており、福島県だけが賃金水準の議論をしないと言う合理的理由は、見当たりません。</p> <p>③「当該労働者の賃金状況」で計量器等製造業の賃金状況について触れましたが、コロナ禍の中で賃金面での二極化が生じている可能性があります。賃金格差を広げない為、組織労働者が労使対等で行われた交渉を通</p>

<p>4. その他参考意見について</p>	<p>じて締結された企業内最低賃金協定を、労使交渉の手段を持たない未組織労働者に波及させる役割を、特定最低賃金は担っております。</p> <p>物価が上昇しているにもかかわらず、製品の価格転嫁が出来ないから賃上げを行わないというのは、使用者側が経営責任を果たしていないだけであり、労働者には関係ありません。賃金が変わらないのであれば賃金が高い方へ人は流出し、企業が存続し続ける為の体力となる資金、機械や設備、製品を残しても労働力が減ってしまえば、企業として「公正競争の確保」が出来なくなってしまう恐れがあります。</p> <p>①現在、福島県の人口減が止まっておりません。総務省が4月に発表した令和3年10月時点の都道府県別人口推計で、福島県は前年比マイナス1.16%となっており転出者の4割が20～29歳の若者で、就職や進学を機に首都圏へ流出しております。</p> <p>また9月14日の新聞報道によると、福島県内の大学や短大・高専を卒業した半数が県外で就職している状況であり、20年間、傾向は変わっておりません。</p> <p>消費者物価指数においては、8月で前年比プラス2.8%となっており、4月以降、5ヶ月連続で2.0%台のプラスとなっております。総合指数も前年比プラス3.0%となっており、30年ぶりの大幅なアップ率です。10月には生活に関わる料金の値上げラッシュがピークを迎え、値上げは全国的に一緒なのにもかかわらず、これ以上の賃金格差が広がってしまえば人の流出を止める事は出来ません。</p> <p>企業の事業継承や人材不足の解消を図る為に、長い間労使のご努力で特定最低賃金を積み上げてきました。労使が協調して福島県の経済の発展について寄与する為に、計量器等製造業界を前に進めていただく事のご判断を強く希求しまして、計量器等製造業労働者側としての意見と致します。</p>
-----------------------	--